2016年4月11日　教職教育課

2016年度「（教）教育実習の研究」を受講している方へ（3回生以上）

第1回「（教）教育実習の研究」授業終了後の扱いについて（衣笠 BKC）

第1回「（教）教育実習の研究（事前指導）」の授業は終了しました。この授業を欠席した場合に必要な対応等について、以下のとおりお知らせします。

■第1回授業を欠席した場合の対応について

①無届欠席者は、欠席の申し出を4月13日（水）までに教職教育課に行う。
この期日までに申し出がない場合には、本授業の成績評価を不合格とする（＝2017年度の教育実習へは参加できない）。

②欠席理由によらず、授業内容に関する「課題レポート」の提出を求める。詳細については、教職教育課にて指示を受けること。
欠席者課題レポートの提出は、欠席分の授業内容のフォローアップのためであり、提出によって「出席」扱いとするものではない（「欠席」に変わりはない）。

③第1回授業の欠席者課題レポートおよび第1次調査票、証紙の最終提出期日は4月22日（金）までとする。これらの期日までに提出がない場合には、本授業の成績評価を不合格とする。

■出席要件について（2016年度シラバスより抜粋）

①全回（全日程）の無遅刻・全出席を原則とする。開始後20分を超える遅刻は、その回の受講を認めず欠席とする。途中退席した場合には、欠席扱いとする。

②欠席する場合は、事前に教職教育課に届け出ること。欠席理由の如何を問わず、事後に未受講分の受講（ビデオ視聴・レポート提出等）が必要。これを受講（提出）しない場合は、欠席回数を問わず不合格とする。やむを得ず欠席の届出が事後となる場合、当該授業終了後直ちに届け出なければ、欠席回数を問わず不合格とする。

③全3回中、2回以上の欠席をした場合は、成績評価は不合格（＝翌年度「教育実習」受講不可）とする。ただし、上記①の通り原則は全3回出席であり、2回出席ではない。たとえ、1回の欠席であっても、上記②に示すように、欠席した場合の対応が不十分であれば、不合格とする。

以　上